

様式第 20

事業継続力強化計画に係る認定申請書

令和 2 年 1 2 月 日

関東経済産業局長 殿

住 所 埼玉県深谷市本住町 17 番 1 号  
名 称 深谷商工会議所  
代表者の役職及び氏名 会頭 村岡 正巳 印

中小企業等経営強化法第 50 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 フカヤシヨウコウカイギシヨ 深谷商工会議所  
代表者の役職名及び氏名 会頭 村岡 正巳  
資本金又は出資の額 0 常時使用する従業員の数 13  
業種 政治・経済・文化団体  
法人番号 9030005014109 設立年月日 昭和25年12月22日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	当所は地域において、主に中小企業の経営支援や経営相談、資金調達の提案、その他中小企業の経営に役立つ情報支援・発信の役割を担っている。当所が早期復旧しなければ、深谷市の中小企業が災害後も経営・事業を続けるための情報発信・支援ができなため、企業の経営活動に影響を与える可能性がある。
事業継続力強化に取り組む目的	下記4点を目的に、事業継続力強化に取り組む。 1. 地震発生時において、人命を最優先として職員と職員の家族の安全と生活を守る。 2. 地域社会や中小企業の安全に貢献する。 3. 中小企業への経営支援や各種相談への対応、情報発信において継続、又は早期の再開により、会員企業への影響を極力少なくする。 4. 今後、事業継続力強化について各企業へ周知、また計画策定を支援するためのノウハウを蓄積する。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	当所は埼玉県深谷市にあり、事業活動に影響を与える主な自然災害は、深谷市が発行するハザードマップで確認。 関東平野北西縁断層帯による地震(マグニチュード8.1、破壊開始点を北側に設定した場合)が発生した場合に、その強さは震度6以上となることが想定される。当所周辺地域では、広範囲に渡り危険度5(全壊率10%以上)に達すると予想されている。
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度6弱の地震であり、その被害想定は下記の通り。 (人員に関する影響) 営業時間中に被災した場合、まず社内の職員について、建物からの脱出が困難になったり、設備の落下や避難中の転倒などにより負傷者が発生するおそれ。また社外の職員と連絡が取れなくなる可能性がある。さらに、公共交通機関が停止すれば、帰宅困難者が出るほか、夜間に発生した場合、翌営業日の職員の参集が困難となる。併せて、職員家族へも被害が生ずる。 これらのことが事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れや、支援業務や総務の業務など各々の担当業務について再開が困難となったり、滞ることが予想される。

(建物・設備に関する影響)

現事務所と今後移転予定の新事務所について、共に新耐震基準を満たすため揺れによる建物自体への直接被害は軽微。しかし、窓ガラスの破損や事務機器全般の破損や崩壊、また火災などの二次災害が発生するおそれがある。インフラについては、電力・水道・ガスは一時的に供給が停止するおそれ。また、非常用の防災グッズ一式を揃えていないため、被災時に帰宅困難者や社内にとじこめられた者が出た場合、それが長時間に及ぶと危険に晒される可能性がある。

これら被害が与える影響として、職員の安全が守られない他、復旧作業の遅れや、その後の経営支援、相談対応、情報提供等の事業活動の開始が遅れることが予想される。

(資金繰りに関する影響)

資金繰りについては、会員から会費の集金業務ができなくなったり、補助金が入ってこなくなることで、運転資金がひっ迫するおそれ。また、建物・設備に被害が生ずる場合には、これらの復旧費用が必要となる。しかし現状、当所は災害保険等には入っておらず、また保有している手元現金に関しては十分ではない。これら被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定される。

(情報に関する影響)

現状、情報についてはバックアップを取ったり、サーバー上で管理して保護しているが、それらが壊れることで喪失してしまうおそれがある。また、当所の各事業・業務に関するデータの管理者が被災してしまった場合、それらのデータを取り出し確認することが困難になる。

業務作業のノウハウについては、全職員が普段から情報共有を行ったり、各業務に関する基本的な知識を共通して持っている。しかし、担当者以外に業務委託となると、委託された職員は、必要な会員情報等を得るのに時間や手間がかかる。

これら被害が事業活動に与える影響として、会員への支援業務や請求業務が滞ることが予測される。

(その他の影響)

被災時、事務所内に顧客がいた場合、避難誘導の体制を整えていないため顧客も被害を受けてしまうおそれ。また、事務所の被災により窓口が開設できなくなる可能性がある。市や県からの情報が入ってこなくなることも考えられる。

これら被害が事業活動に与える影響として、顧客へ不安を与えたり、顧客からの信用を得られなくなることが予測される。

### 3 事業継続力強化の内容

#### (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社拠点内の安全エリアの設定</li> <li>・社内の避難経路の周知・確認</li> <li>・避難所までの経路確認</li> </ul>
		従業員の安否確認	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の連絡網の整備</li> <li>・ラインアプリグループ作成</li> <li>・点呼を行う集合場所決定</li> </ul>
		顧客への対応方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の周知</li> <li>・誘導體制の確立</li> <li>・被害状況確認方法策定</li> </ul>
2	非常時の緊急時体制の構築	専務理事を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ (代替;局長→課長)	発災後 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置基準の策定</li> <li>・構成要因、班の役割の決定</li> </ul>
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被害状況、二次災害の有無、事業活動への影響の有無の確認 当該情報の第一報をまずは執行部、その後行政、市役所、県連、ふかや市商工会、当所会員に報告	発災後 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有先リスト作成</li> <li>・被害状況の確認手順の整理</li> <li>・被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定と社内での周知 (電話、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、窓口に看板を設置する等)</li> </ul>
4	その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者への対応方法</li> <li>・二次災害への対応方法</li> <li>・周辺の被害状況確認(揺れが収まり道路、車が無事であれば)</li> </ul>	発災後 1~12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用グッズの準備 (非常食、簡易トイレ、懐中電灯、充電器、救急箱、水等)</li> <li>・消火器、AED の設置場所把握</li> <li>・二次災害への対応手順策定</li> <li>・待機、避難場所の把握</li> </ul>

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	<p>自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備</p>	<p>&lt;現在の取り組み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務において複数体制をとっている。</li> <li>・担当者会議を定期的に関き情報共有を行っている。</li> <li>・各職員が、自分以外の部署の業務内容の基礎知識を把握している。</li> </ul> <p>&lt;今後の計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所から 3~4km 圏内に居住する社員を緊急参集担当に任命する。</li> <li>・被災時を想定して、業務委託体制を整備しておく。人員不足の場合に備えて、協力人員を得られる連絡先を把握しておく。</li> <li>・被災時を想定して、発災直後やその後の会員支援における各部署の役割を決定しておく。</li> </ul>
B	<p>事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入</p>	<p>&lt;現在の取り組み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンを充電できる車を保有。</li> <li>・ガラス破損を防ぐためのブルーシート保有。</li> <li>・飲料水 500ml×120 本を保有。</li> </ul> <p>&lt;今後の計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重量のあるものは上部ではなく下部で保管する。</li> <li>・事務機器の破損や転倒を防ぐための固定・免振装置の導入。</li> <li>・停電の発生に備えて懐中電灯や発電機、情報を得るためのラジオを導入。</li> <li>・その他、帰宅困難者の発生に備えて非常用グッズ一式を年度内に導入(職員人数分)。</li> </ul>
C	<p>事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保</p>	<p>&lt;現在の取り組み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小口現金 10 万円を金庫で保管。</li> </ul> <p>&lt;今後の計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険に加入。火災保険加入は検討。</li> <li>・被災時すぐ必要な現金は金庫の 10 万円に対応。</li> <li>・1 か月分人件費分は確保できるようにしておく。</li> </ul>
D	<p>事業活動を継続するための 重要情報の保護</p>	<p>&lt;現在の取り組み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データのバックアップは行っている。</li> <li>・顧客情報等業務に必要な情報は外部で管理している。</li> </ul> <p>&lt;今後の計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一段階として部分的なクラウドの導入を行い、絶対的に必要なデータを保存。将来的には全てクラウドでの保存を検討。</li> </ul>

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称/型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	深谷市
住所	埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号
代表者の氏名	小島 進
協力の内容	被災時において、下記についての協力を依頼。 ・被害情報の共有 ・物資の共有 ・場所の融通

名称	ふかや市商工会
住所	埼玉県深谷市永田 1420
代表者の氏名	沼尻 芳治
協力の内容	被災時において、下記についての協力を依頼。 ・被害情報の共有 ・人手不足の場合の人員補充

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

計画の推進及び訓練・計画については、専務理事の指揮の下、実施する。  
年1回深谷市と合同で避難訓練を行っている。その訓練に合わせて職員への教育も実施する。  
また、実態に則した企画となるように、年1回の見直しを行う。

#### 4 実施時期

令和3年1月～ 令和5年12月

#### 5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

#### 6 その他

##### (1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✓

##### (2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証（※2）を取得しています。	
中小企業 BCP 策定運用指針に基づき BCP を策定しています。	✓

（※1）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※2）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格